

派遣社員の中途退社による紹介料返金料率

1. 紹介した採用決定者（派遣社員）が一身上の都合により、90 日以内に退職した場合は、本人都合の場合のみ、領収済みの紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に応じて、採用決定者（派遣社員）の入社日から退職日までを起算し企業への紹介料返金が発生する。
2. 派遣先の採用決定者（派遣社員）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（派遣社員）が一身上の都合で退職した場合には、紹介手数料を返金しないこととする。

入社後	30 日以内での退社	紹介料	50% 返金
〃	60 日以内での退社	〃	30% 返金
〃	90 日以内での退社	〃	10% 返金
〃	90 日以降での退社	〃	返金なし

以上